平成２９年（フ）第１７５号
静岡県藤枝市岡部町岡部1660番地の66
破産者　山本　　隆
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７６号
静岡県藤枝市岡部町岡部1660番地の66
破産者　山本多津子
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３８１号
静岡県焼津市坂本392番地の１
破産者　中野　栄樹
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９０号
静岡県駿東郡長泉町納米里265番地の１　グリーンヴィラ106号、前住所静岡県駿東郡清水町伏見621番地の10
破産者　橋本　　勝
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３５号
静岡県掛川市長谷２丁目13番地の４　Ｓｕｎ　Ｒｉｓｅ五番館410号室（旧住所　東京都国立市中１丁目16番地の75　ピースボート201）
破産者　岩内　浩司
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第４０５号
京都市西京区嵐山茶尻町25番地の４
破産者　エヌ・エス・ケーこと　中田　　茂
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４６２号
京都市左京区聖護院蓮華蔵町36番地２　コーポシロー
破産者　城生八重子
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４６８号
京都府宇治市槇島町大町37番地　第２ふさわ荘11号、前住所京都府宇治市宇治半白17番地の１　宇治プラザ608号
破産者　今泉　秀雄
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６３５号
京都府城陽市寺田中大小94番地の４
破産者　中岡　初美
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７５６号
京都府城陽市平川中道表19番地の21、前住所京都府城陽市富野北垣内50番地の12
破産者　和宏住宅建設こと　繁田　聖一
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２８９号
高知市北竹島町418番地19
破産者　森田　高弘
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５０号
福岡県宮若市龍徳1284番地
破産者　大西　正博
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第７２号
長崎県長崎市西海町1965番地１　岳本アパート201号
破産者　義川　寿秋
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２７号
大分県臼杵市大字臼杵81番地の４　コーポ城北Ｂ101
破産者　荒田　智幸
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１６１号
鹿児島県鹿児島市西千石町14番９号　第７心友館302号
破産者　藤崎めぐみ
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２９年（フ）第１５０号
埼玉県戸田市笹目南町１番地17根木の橋ハイツ101
破産者　株式会社キッスコーポレーション
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７０号
千葉県山武市津辺114番地
破産者　齋藤　康明
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第９１４０号
東京都中央区日本橋室町４丁目３番３号
破産者　株式会社ケイ・ニコルソンズ
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部